

<p>A1-096 □□□</p>	<p>【特許法／国内優先権主張(承諾が必要な者)】</p> <p>国内優先権主張を伴う特許出願をする際に特許出願人が承諾を得なければならないのは？</p>	<p>先の出願について仮専用実施権者があるときはその承諾が必要である。 (特41条第1項)</p> <p>* H24年の改正法の施行後は、登録した仮通常実施権者の承諾は不要となった。(施行前は、登録した仮通常実施権者があるときはその承諾が必要とされていた。)</p>
<p>A1-097 □□□</p>	<p>【特許法／実用新案登録に基づく特許出願】</p> <p>実用新案登録に基づく特許出願は、(①)の(②)とすることはできない。</p>	<p>①国内優先権主張 ②基礎 (特41条第1項2号)</p>
<p>A1-098 □□□</p>	<p>【特許法／国内優先権主張の期間の徒過】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 先の出願の日から1年以内に特許出願をすることができなかった場合であっても、それについて正当な理由があり、なおかつ、その出願が所定の期間内にされた場合には、国内優先権の主張をすることができる。</p>	<p>適切である。平成26年改正特許法によりできるようになった。 (特41条第1項)</p>
<p>A1-099 □□□</p>	<p>【特許法／国内優先権主張(先の出願の取下げ)】</p> <p>次の記述内容は適切か？ ①国内優先権主張の基礎とされた先の経済産業省令で定める期間を経過した時、先の出願の取下げが認められる。 ②上記の「経済産業省令で定める期間」は、3月である。</p>	<p>第19回(特許)問11に関連 第22回(特許)問21に関連</p>
<p>A1-100 □□□</p>	<p>【特許法／国内優先権主張の取下げ】</p> <p>次の記述内容は適切か？ ①国内優先権の主張を伴う特許出願については、経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張の取り下げができなくなる。 ②上記の「経済産業省令で定める期間」は、1年3月である。</p>	<p>①は適切である。 ②は不適切である。1年4月である。 (特42条第2項、施行規則28条の4第2項)</p> <p>第16回(特許)問20に関連 第25回(特許)問43に関連</p>

